

# 生乳検査精度管理認証制度のQ&A

Q1. どのような施設や組織が認証の対象となるのですか？

A1. 生乳検査を行っている施設が生乳検査施設として、生乳検査を他者に委託している組織が検体採取組織として、認証の対象になります。

具体的には、前者は、生産者団体の検査施設から委託を受けて検査を行っている検査施設、生乳の受入検査を行っている乳業工場の検査施設など、後者は、生乳検査を他者に委託し検体採取のみに携わっている生産者団体などです。

Q2. 認証の審査は誰が行うのですか？

A2. 酪農乳業について詳しく、かつ、第三者的に評価できる5名の委員によって構成されている、生乳検査精度管理認証特別委員会(以下「認証特別委員会」)で審査されます。この委員会は、公益財団法人 日本乳業技術協会(以下「乳技協」)内に独立して設置されています。

Q3. 認証の申請はどのように行うのですか？ 申請後はどのようになるのですか？

A3. 「認証申請書」に必要書類を添付して乳技協代表理事に提出していただきます。乳技協が申請書及び現地の調査を行ってその結果を認証特別委員会に報告し、これをもとに、認証特別委員会で審査が行われます。認証特別委員会の答申を受けて、乳技協代表理事が認証します。

Q4. 認証には有効期間がありますか？

A4. 有効期間は3年間ですので、3年ごとに更新手続きが必要です。更新の審査は、前回との変更点を中心に行われます。

Q5. 認証の申請に費用はかかりますか？

A5. 審査のための調査料と旅費(実費)をご負担いただきます。

❁ 詳しくは、公益財団法人 日本乳業技術協会ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.jdta.or.jp/>

❁ 担当は事業部 高畑(たかはた)です。お気軽にお電話ください。

03-3264-1921(代)